

居宅介護支援サービス重要事項説明書

1. （事業の目的）

居宅介護支援サービスは、要介護者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスが適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、適切なサービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調等その他の便宜の提供を行う事を目的とします。

2. （運営の方針）

- ・利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行います。
- ・利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者の選択に基づき、適切な保健医療が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。
- ・利用者やその家族に対し、計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること、当該事業所を計画に位置付けた理由を求めることが可能であること、前6か月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着通所介護がそれぞれ位置付けられた計画の数が占める割合及び、サービス事業所によって提供されたものの占める割合等につき説明を行います。

3. （法人概要）

法人名称：特定非営利活動法人 滋賀県健康福祉会
法人所在地：滋賀県草津市草津町１５２７番地２ベルエール草津２０２号
電話番号：０７７－５６７－２５９２
代表者：谷 祐治
設立年月日：平成１５年８月５日

4. （居宅介護支援サービスを提供する事業所：以下「サービス事業所」とします）

サービス事業所の概要

サービス事業所の名称	特定非営利活動法人 滋賀県健康福祉会 あおばな居宅介護支援事業所(以下、あおばな居宅介護支援事業所)
所在地	滋賀県草津市草津町１５２７番地２ベルエール草津２０２号
電話番号	０７７－５６７－２５９２
指定事業所番号	２５７０６００４１７
実施サービス	居宅介護支援
サービス提供地域	草津市・栗東市・大津市・守山市

職員体制

	常 勤	非常勤	資格等
管理者	１人	人	主任介護支援専門員
介護支援専門員	３人	人	主任介護支援専門員・介護支援専門員

介護支援専門員3名のうち1名は管理者と兼務

営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日
営業時間	午前８時３０分～午後５時３０分
休業日	土曜日、日曜日、国民の祝祭日、年末年始、夏季休暇
24時間体制	営業時間外、休業日も転送電話により介護専門員が輪番にて対応

5. （居宅介護支援サービスの申し込みから居宅サービスが提供されるまでの流れとその主な内容）

①居宅介護支援サービスの申し込み

重要事項及び契約内容をご確認いただき、契約の締結をします。

②状態の把握（アセスメント）

担当の介護支援専門員が利用者及びその家族に面接し、抱えている問題点や解決すべき課題を分析します。

③居宅サービス計画原案の作成

居宅サービス事業者に関する情報を元に、利用者及びその家族が居宅サービス事業者を選定します。訪問看護、訪問リハビリなど医療サービスを希望している場合、そのほか必要のある場合には、利用者の同意を得て主治医又は歯科医師に意見を求め、計画書を作成し、医師への配布も行います。

④居宅サービス担当者との連絡調整

担当の介護支援専門員を中心に、関係する居宅サービス担当者や利用者及びその家族も参加し、必要な意見交換等を行うことにより居宅サービス計画の内容調整を図ります。

⑤居宅サービス計画の作成

利用者の希望や心身の状況等を考慮し、居宅サービスの目標とその達成時期、サービスの種類、内容、利用料金等を決定します。

⑥利用者及びその家族の同意

作成された居宅サービス計画の内容についての確認、了承をいただきます。

⑦居宅サービス計画位置づけられたサービスを、各々の居宅サービス事業者より提供します。

〈サービス利用にあたりまして〉

- ・サービスの実施において、ご不信な点がございましたら直ちに事業所までご連絡ください。
- ・利用者及びその家族の個人情報の取り扱いには、守秘義務の遵守のもと、細心の注意を払います。

6. （利用料金）

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。ただし、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。その際は、事業所から「サービス提供証明書」を発行します。この「サービス提供証明書」を後日お住まいの市町村窓口に提出しますと、滞納期間に応じての払い戻しが受けられます。

項目		告示額(円)	備考
要介護1・2		11,620	
要介護3・4・5		15,097	
特定事業所加算Ⅲ		3,488	
初回加算		3,210	
入院時情報連携加算	(Ⅰ)	2,675	左記の加算は対象となる場合のみ算定します。
	(Ⅱ)	2,140	
退院・退所加算	(Ⅰ)イ	4,815	
	(Ⅰ)ロ	6,420	
	(Ⅱ)イ	6,420	
	(Ⅱ)ロ	8,025	
	(Ⅲ)	9,630	
通院時情報連携加算		535	
緊急時等居宅カンファレンス加算		2,140	
ターミナルケアマネジメント加算		4,286	
中山間地域等居住者サービス加算基本報酬		告示額の5%	通常の事業実施地域を超えて該当地域に居住する利用者に実施した場合に限ります。

※上記の加算は対象となる場合のみ算定します。

7.（交通費）

前記4に記載されているサービス地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、前記4に記載されているサービス提供地域を超えた時点から利用者の居宅までの往復距離について交通費を負担していただく事になり、その詳細は次の通りです。

移動手段	負担していただく交通費
公共交通機関	実費
車	実施地域を超えた時点で1kmあたり100円

※介護支援専門員の移動手段は地域により異なります。

8.（留意事項）

相談受付場所	利用者の居宅または、サービス事業所の相談室・会議室等
介護支援専門員による利用者の状況把握（モニタリング）	原則として1ヶ月に1回とさせていただきますが、必要に応じて随時実施します。
サービス担当者会議	利用者にサービス提供する指定居宅サービス事業所の担当者と会議を開催し、提供するサービスの質の向上及び連携に努めます。
介護支援専門員の変更	変更を希望される場合はご相談ください。また、事業所の都合により介護支援専門員を変更する場合がございます。その場合は利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。
調査（課題把握）の方法	厚生労働省が定める課題分析標準23項目に準拠するアセスメントシート

※利用者のモニタリング及び担当者会議は、要件を満たしたうえでテレビ電話装置等の情報通信機器の活用も可能。

9.（サービス相談窓口及び苦情受付窓口）

①サービス事業所

苦情相談担当者：あおばな居宅介護支援事業所の従業者

苦情解決責任者：あおばな居宅介護支援事業所の管理責任者

電話番号	077-567-2592	受付時間	午前8時30分～午後5時30分
------	--------------	------	-----------------

＜苦情相談対応の基本手順＞

- i. 苦情の受付
- ii. 苦情内容の確認
- iii. 苦情解決責任者への報告
- iv. 苦情解決に向けた対応の実施
- v. 再発防止又は改善の措置
- vi. 苦情解決責任者等への最終報告

②その他

滋賀県国民保険健康保険団体連合会の苦情相談窓口	077-522-2651
草津市苦情相談窓口	077-561-2369
大津市苦情相談窓口	077-528-2741

10.（虐待防止について）

事業者は、利用者の人権擁護・虐待防止のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- ① 成年後見人制度の利用を支援します。
- ② 虐待防止のための対策を検討するための委員会を設置し、定期的な研修を実施します。

11.（緊急時及び事故発生時の連絡先）

主治医・ご親族等緊急時及び事故発生時の連絡先は、予め担当の介護支援専門員により確認させていただきます。
サービス提供中に利用者の容態の急変等があった場合には、当該の連絡先へ連絡します。

12.（感染症や災害への対応力強化）

感染症や災害が発生した場合であっても、高齢者等にとって必要な支援を安定的・継続的に提供できるよう、感染症対策および業務継続に向けた取り組みに努めます。

13.（賠償責任について）

- ①あおばな居宅介護支援事業所は、あおばな居宅介護支援事業所の責めに帰すべき事由により、利用者又はその家族等の介護者の生命・身体・財産及び名誉に損害を及した場合には、その損害を賠償します。
- ②利用者又はその家族の介護者は、利用者又はその家族の介護者の責めに帰すべき事由により、あおばな居宅介護支援事業所のサービス従業者の生命・身体・財産及び名誉に損害を及ぼした場合は、その損害賠償を請求される場合があります。

14.（介護保険法の改正）

国が定める介護給付費（介護報酬）の改定があった場合、あおばな居宅介護支援事業所の料金体系は、国が定める介護給付費（介護報酬）に準拠するものとします。

15.（介護サービス利用にあたっての禁止行為）

利用者及びご家族ならびに関係者等によって、従業者の人権を侵害する下記の行為が行われた場合。

- ① 従業者に対してする身体的・精神的暴力行為。
- ② 従業者に対するパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為。
- ③ 従業者に対する写真撮影、動画撮影、無断での録音行為、また、これらをインターネットを利用して発信する行為。

以上
年 月 日
上記について、書面をもって説明を行いました。

事業者 所在地 滋賀県草津市草津町1527番地2ベルエール草津202号
名 称 特定非営利活動法人 滋賀県健康福祉会
理事長 谷 祐治

説明者 名 称 特定非営利活動法人 滋賀県健康福祉会
あおばな居宅介護支援事業所

居宅介護支援専門員 _____ 印

上記について、説明を受けて了承しました。

【署名】
住 所

氏 名 _____ 印
※署名者が代理人または代行人の場合
続柄または関係：